

事業譲渡に係る衛生管理の確認書

令和 年 月 日

譲受者氏名

譲受者住所

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
その名称及び代表者の氏名 〕

譲受後の営業所名称

営業所所在地

事業譲渡を受けた食品関連営業施設について、譲受者が行う営業は次のとおりです。

【施設に関する情報】

※変更がある箇所について、変更後の欄と変更前の欄へ記入してください。変更前の情報が不明な場合は不明と記載してください。  
 ※許可営業の場合は1～16をご確認ください。届出営業の場合は㊦のある番号についてご確認ください。  
 ※太枠内（1～14）について、事業譲渡に伴い変更がある場合（変更後欄に記入がある場合）は別途変更届が必要です。

	項目	変更後	変更前
1㊦	施設名称、屋号 (フリガナ)		
2㊦	営業所所在地の表記	※営業所所在地の変更はできません。ビル名のみ変更可能です。	
3	自動車登録番号	※自動車（車台番号）が変わる場合は新たに営業許可の取得が必要です。	
4㊦	食品衛生責任者の氏名（フリガナ）	※許可営業で変更がある場合は食品衛生責任者の資格証が必要です。	
5	業態（飲食店営業の場合のみ）		
6㊦	主として取り扱う食品または添加物		
7	自動販売機の型番		
8	HACCP の取組の区別	<input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理	<input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理

9	営業許可証	※譲渡者から譲受した許可証を提出してください。紛失の場合は別紙「顛末書」を記入してください。	
10	施設概要	<input type="checkbox"/> 変更あり ※最新の施設概要を提出してください。	<input type="checkbox"/> 変更なし ※許可証とともに提出してください。
11	施設図面	<input type="checkbox"/> 変更あり ※最新の図面を提出してください。	<input type="checkbox"/> 変更なし ※許可証とともに提出してください。
12	食品衛生管理者の氏名（フリガナ）	※変更がある場合は資格証、雇用証明書等が必要です。	
13	ふぐ処理登録者の氏名（フリガナ）	※変更がある場合はふぐ処理登録者証が必要です。	
14	使用水の種類		
15㊦	電話番号、FAX 番号、メールアドレス		
16	営業許可業種	※業種を変更する場合は新たに営業許可の取得が必要です。	
		<input type="checkbox"/> 飲食店営業 <input type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	<input type="checkbox"/> 飲食店営業 <input type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
17㊦	営業届出業種		

**【確認事項】**

※譲渡者から許可（又は届出）営業者の地位を承継するにあたって、下記の事項について理解し、左欄にチェック（✓）を記入してください。

<input type="checkbox"/>	譲受者は、地位承継により、許可（又は届出）営業者の権利とともに義務（責任）を負うこと。
<input type="checkbox"/>	譲渡者が必要な手続き（構造設備の変更届等）を行っていないことが譲渡後に判明した場合、譲渡者に代わって、地位を承継した譲受者が必要な手続きを行う必要があること。なお、構造設備の変更の内容が、同一性がない程度の増改築であった場合は、地位承継の届出に関わらず、新たに許可取得が必要となること。
<input type="checkbox"/>	譲渡者が譲渡前に行った行為であっても、譲渡後に食品衛生法違反が判明した場合、地位を承継した譲受者が行政処分の措置を受け、被処分者として公表されること。

**【譲受者に関する情報（許可営業の譲受のみ）】**

※食品衛生法第55条第2項各号への該当について、該当があれば右欄にチェック（✓）を記入してください。届出営業の譲受の場合は不要です。

1. 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない	<input type="checkbox"/>
2. 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない	<input type="checkbox"/>
3. 法人であって、その業務を行う役員のうち1. 2. のいずれかに該当する者がある	<input type="checkbox"/>